

令和6年10月29日

保護者 各位

富山市立奥田中学校  
校長 山田 桜子

## 交通安全等についてのお願い

日頃、本校教育の推進に際し、温かいご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道路交通法が改正され、今年11月1日より自転車運転中の携帯電話の使用等に対する罰則が強化されます。また、自転車利用に対する交通違反通告制度（いわゆる青切符）が令和8年までに16歳以上を対象に導入されることも決まりました。

交通安全に今まで以上に関心をもつよう本校でも指導をしておりますが、ご家庭におかれましても交通安全に関しまして十分に話し合われるようご協力をお願いします。

### （1）道路交通法の改正について

#### ① 自転車の運転中における携帯電話使用等の罰則強化

スマートフォン等を持って、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視したりすることがないように保護者の方からの声掛けをお願いします。

#### ② 自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入

自転車の悪質な交通違反に対し、自動車やオートバイと同じように反則金を課す取り締まりが導入されます。

自転車利用時はスマートフォンやヘッドホン等を使用しない、交差点では信号や一時停止をするなどの交通ルールを守るように保護者の方からの声掛けをお願いします。

### （2）ヘルメット着用について

自転車利用時のヘルメット着用について努力義務化され、登下校以外でも自転車に乗るときはヘルメットを着用するように呼び掛けています。

部活動や「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の活動において自転車を利用する際にも、ヘルメットを必ず着用できるよう、各家庭での準備をお願いします。なお、学校で所有しているヘルメットは安全保証期間を過ぎているものも多く、今後は貸し出しを行いません。